

工場立地法に基づく準則を定める条例（素案）に関する パブリックコメントの結果について（報告）

- ◇ 募集期間：令和3年12月1日（水）から令和3年12月24日（金）まで
- ◇ 提出方法：郵送、ファックス、電子メールまたは地域経済課へ持参
(また、市内公共施設等に意見書募集箱を設置)
- ◇ 提出人数：1人
- ◇ 意見件数：2件
- ◇ 意見の概要及び市の考え方

	意見の概要	市の考え方
1	泉大津フェニックス地区については、住居もなく、工場の緑地率等の規制緩和は、企業の設備投資のインセンティブになると考える。	泉大津フェニックス地区（夕凪町）の工場用地では、すでに整備が完了した用地の事業者公募が実施されており、市としても企業誘致を行っているところです。お示しのとおり、緑地率等の規制緩和は、緑地等の設置にかかる企業の経済的負担を軽減し設備投資を促すことにより、産業の競争力の強化、地域経済の活性化などが図られると考えています。
2	今後、規制緩和の範囲を広げる考えはあるのか？	工場立地における緑地率等の規制緩和については、配慮すべき生活環境との調和の観点から、工場近隣における地域住民の生活圏の有無とともに、事業者に一定の緑地等の整備負担を求める必要があると考えており、泉大津フェニックス地区のほか、規制緩和の範囲を広げる考えはありません。